

論文 / 著書情報  
Article / Book Information

論題(和文)	知財見聞録 モロッコで開催された “ Casablanca IP Week ”
Title(English)	
著者(和文)	田中義敏
Authors(English)	Yoshitoshi Tanaka
出典(和文)	発明, Vol. 113, No. 10, pp. 28-29
Citation(English)	INVENTION, Vol. 113, No. 10, pp. 28-29
発行日 / Pub. date	2016, 10



# 知財見聞録

## モロッコで開催された“Casablanca IP Week”

東京工業大学 工学院 経営工学系・経営工学コース 教授 田中 義敏

### モロッコ、知的財産権制度100周年記念行事を華々しく開催

モロッコ王国に知的財産権制度が導入された1916年からちょうど100周年を祝って、2016年5月13～18日までカサブランカにおいて初めて「カサブランカ知財ウィーク」が開催された。このイベントは、創造性、高付加価値、技術重視型投資を奨励するとともに、経済社会の発展を促進するため、知的財産権の役割にハイライトすることを目的としていた。具体的には知的財産権の保護、管理、活用分野に従事する関係者間での経験やベストプラクティスの共有を狙っていた。

### モロッコ初の知的財産権法

モロッコは、知的財産権を保護する法律を定めたアラブ諸国の最初の国である。大半のアラブ諸国が植民地化されていた20世紀初頭、1916年の保護領下時代に知的財産権の保護を扱う最初の法律を制定した。

なぜ100年も前にモロッコに知的財産権制度が始まったのか？ この辺を理解するには、当時のモロッコをめぐる国際政治情勢と大まかな歴史を振り返る必要がある。

### 欧州列強による争奪戦

かつて暗黒大陸と称されたアフリカであったが、19世紀末から20世紀初めにかけて欧州列強が進出し、アフリカ

大陸分割の時代が始まる。20世紀初頭のモロッコをめぐる、仏独を主な当事者とする国際紛争が1905年および1911年の2度にわたって発生した〈モロッコ事件 (Moroccan Crisis)〉。

同事件を経て1912年3月30日、モロッコは、フランスと「フェス条約」に調印した。これは、植民地の地位としてではなく、保護領制度に基づくモロッコの支配権をフランスに与えるものであった。

同年11月27日、フランスは、モロッコ北部のリーフ地方および南部のジュビー岬地方（現在のタルファヤ地方）に対する権利をスペインに譲渡した。

一方、タンジェ区域は国際管理地域としての地位を得て、モロッコは3区域に分割されてしまう。同国の独立まで、これら3つの地域での知的財産保護の仕組みが並存する時代となる。

### 3つの異なる制度の時代

フランス領モロッコにおいて、知的財産権保護に関する最初の法律が1916年6月23日に制定された。この法律は、1857年6月23日のフランス知的財産法の影響を受けたものであり、フランスの権益を保護することを狙っていた。

スペイン領モロッコでは、1919年2月19日の決定に従い、スペイン領の知的財産権は1902年5月16日のスペインの法律で規定されることになった。

国際管理地域のタンジェ区域では、1938年10月4日の法律により、すべての同盟国民の内国民待遇および優先権条件に関するパリ条約の影響を受けることとなった。

1956年、モロッコは、全領土において独立を取り戻した。同国の独立後、1958年5月31日の勅命の公布に



賑わいを見せるPatent Market Placeの会場



モロッコ産業財産権・事務局 (OMPIC)



カサブランカを走るトラム



活気あふれるカサブランカの市場

よって、1961年6月23日の法律がこの地域に適用されることとなった。

しかし、旧保護領の司法上の遺産はこの後も依然として存在し続けることとなり、モロッコとタンジェの旧「国際管理地域」との間には、二重の知的財産登録制度が存在した。さらに、立法部は、フランスおよびスペインの制度から引き継いだ法律を2000年まで廃止しなかった。

## 欧州、アフリカへ強いメッセージ

100周年を迎えたといっても、当初の40年間は、統一された制度が存在していなかったこと、つい最近の2000年まで保護領下の制度が存続していたことが、知る人ぞ知るモロッコ知的財産権制度の背景かもしれない。実際、「モロッコは既に100周年？」と驚く人も少なくないだろう。

こうした複雑な歴史のなかで十分に機能してきたか若干疑わしい背景を有するものの、本年5月に知的財産権制度100周年記念イベントを大々的に開催したことには、いくつかの狙いがあったようだ。

国内的には、経済成長のための創造性、知的財産権制度の充実による高度な技術への投資の促進、また、国際的には、発展著しいアフリカ大陸に対する欧州からの入り口（ゲート）の役割を高めることを目的としていた。

## イベント内容の紹介

「モロッコ知的財産権制度100周年記念：1916-2016」と題するイベントの中心は、第1回知的財産権週間（カサブランカ知財ウィーク）および市場の需要と特許のマッチングを目的とした官民両セクターからなる特別プラッ

トフォーム「Patent Market Place」の開催だ。ここでは、イノベーター、研究者、産業界および投資家のネットワークの場として、革新的特許の展示スペースが設けられるとともに特許の活用および商業化の方法に関するワークショップが行われた。モロッコの特許市場を構築し、革新的特許の活用および商業化への貢献、特許権者および利用者のパートナーシップの構築、特許の利用者コミュニティのための定期会合がこうしてスタートした。

これらの記念イベントには、モロッコの企業、大学、発明家団体および個人発明家の他、アフリカの大学、発明家、投資ファンド、イノベーション促進に関わる国際組織から多くの参加者を得た。

また「開発および技術革新のための特許の役割」「企業および大学のための特許戦略の開発」「特許の商業化のアプローチと方法（ライセンス、パテントプール、特許評価）」と題するパネルディスカッションも同時開催された。

このディスカッションは、WIPOフランス・ガリ事務局長、欧州特許庁ブノワ・バティステリ長官、フランス知的財産権庁長官、日本特許庁の嶋野邦彦審判部長、東京工業大学から筆者がパネリストとして招聘され、今後のモロッコの成長について討論し、アフリカ全土54カ国に対するリーダーシップを発揮する場となった。



スピーチするAdil El Maliki長官（OMPIC）



大学研究者と記念撮影



Tech Transfer Panel